

紙 印

[illegible]

上記の業務について、発注者明石市と請負者 ○○○とは、
各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に
従って、誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 明石市中崎1丁目5番1号
氏名 明石市代表者
明石市長 丸谷 聡子 印

請負者住所氏名

(印)

明石市修繕業務請負契約約款

(総則)

第1条 発注者及び請負者はこの約款（契約書含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書等をいう。）に従い、日本国の法令及び明石市契約規則（平成5年規則第10号。以下「規則」という。）を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする修繕業務請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 請負者は、契約書記載の業務を契約書記載の履行期間内において実施し、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3 この約款に定める請求、通知、報告、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

(業務責任者)

第2条 請負者は、業務の管理を行う業務責任者を定め、発注者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも同様とする。

(工程表の提出)

第3条 請負者は、この契約の締結から7日以内に設計図書に基づき工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

(契約の保証)

第4条 請負者は、この契約と同時に、請負代金の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、この契約による業務の不履行によって生ずる発注者の損害をてん補するため、履行保証保険契約を締結した場合は、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、契約保証金の納付を免除する。なお、契約書記載の契約の保証において保証金を免除とした契約については、本条の適用はしない。

(権利義務の譲渡等)

第5条 請負者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 請負者は、業務の目的物（未完成の目的物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括委任又は一括下請の禁止)

第6条 請負者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせなければならない。

2 請負者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

(業務の調査等)

第7条 発注者は、必要と認めるときは、業務の処理状況につき調査し、又は処理状況に対し報告を求めることができる。

(設計図書不適合の場合の修正義務)

第8条 請負者は、業務が設計図書に適合しない場合において、発注者がその修正を要求したときは、これに従わなければならない。

(業務内容の変更)

第9条 発注者は、必要がある場合には業務の内容を変更し、業務を一時中止し、若しくは履行期間の伸縮をすることができる。

2 前項の場合において、発注者が請負者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第10条 請負者は、天災その他自己の責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付した書面により履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は発注者と請負者とが協議して定める。

(経済事情の激変等による契約金額の変更)

第11条 履行期間内に経済事情の激変又は予期することのできない事由の発生に基づき請負代金が著しく不相当であると認められるときは、実情を調査し、発注者と請負者とが協議の上請負代金を変更することができる。

(危険負担)

第12条 請負者は、業務着手から完了に至るまで、業務全体の管理及び使用人等の行為についてすべての責任を負わなければならない。

- 2 請負者は、業務の施工上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、発注者から必要な指示を受け、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が発注者の責めに帰する理由による場合においては、この限りではない。

(検査及び引渡し)

第13条 請負者は、業務を完了したときは、業務完了届によりその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に業務の目的物の検査をしなければならない。
- 3 請負者は、前項の規定による検査に合格したときは、発注者の指示に従い、業務の目的物を発注者に引き渡さなければならない。
- 4 第2項の検査の結果不合格となり、目的物について補正を命ぜられたときは、請負者は直ちに当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

(請負代金の支払い)

第14条 請負者は、前条の規定による検査に合格し、業務の目的物の引渡しを終了したときは所定の手続きに従って請負代金の支払い請求をするものとする。

- 2 発注者は、前項の規定による請負代金の請求があったときは、その日から30日以内に請負代金を支払うものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第15条 請負者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを請負者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金に対して遅延日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額とする。

(談合行為に対する措置)

第16条 請負者は、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約及びこの契約に係る変更契約による請負代金の10分の1に相当する額を発注者に支払わなければならない。この契約による業務が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、請負者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、同法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、請負者が独占禁止法第3条の規定に違反したことにより、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第7条の2第18項又は第21項の規定により課徴金の納付に応じない旨の通知を行ったとき。
 - (3) この契約に係る入札に関して、請負者（請負者が法人の場合にあつては、その役員又は代理人、使用人その他の従業員）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
 - (4) その他この契約に係る入札に関して、請負者が前3号の規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。
- 2 第1項に規定する場合においては、発注者は、この契約を解除することができる。
 - 3 前各項の規定は、発注者の請負者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(発注者の契約解除権)

第17条 発注者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 請負者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、請負者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(4) 請負者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（請負者が個人である場合には、その者を、請負者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時修繕請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であることが認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約等その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 請負者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が請負者に対して当該契約の解除を求め、請負者がこれに従わなかったとき。

2 前条第2項又は前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、請負者は、請負代金の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供を行っているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

3 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者は必要があるときは、既済部分の引渡しを請負者に請求することができるものとする。この場合において、発注者はその既済部分に対する請負代金相当額を支払うものとし、その支払い額は発注者と請負者とが協議して定める。

（請負者の契約解除権）

第18条 請負者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第9条第1項の規定により業務内容を変更したため、請負代金が3分の2以上減額したとき。又は業務の中止期間が履行期間の3分の1以上に達したとき。

(2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によって業務を完了することが不可能になったとき。

（秘密の保持）

第19条 請負者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第20条 請負者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（瑕疵担保）

第21条 発注者は、業務の目的物に瑕疵があるときは、請負者に対して相応の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、業務の完了日から2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が請負者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は10年とする。

（管轄裁判所）

第22条 この契約に係る訴訟の提起については、発注者の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（補則）

第23条 この契約について、発注者と請負者との間に紛争を生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と請負者とが協議の上定めることとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 請負者は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守し、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(管理体制の整備等)

第2 請負者は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい等の防止その他の個人情報安全管理のために、個人情報の管理に対する組織体制を整備するとともに、具体的な取扱方法等を規定しなければならない。

(収集の制限)

第3 請負者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第4 請負者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 請負者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第6 請負者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去し、発注者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第7 請負者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約を終了し、又は解除された後においても同様とする。

(作業場所の特定)

第8 請負者は、この契約による事務に関して個人情報を取り扱う作業場所を特定し、発注者が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(持出しの禁止)

第9 請負者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を発注者の承諾なしに事業所内から持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第10 請負者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(事務従事者の明確化)

第11 請負者は、個人情報を取り扱う事務に従事する者を限定するとともに、従事者に制限があることを明確にしておかななければならない。

(事務従事者への監督及び教育)

第12 請負者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護について必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

(再委託の禁止)

第13 請負者は、発注者（再委託をする場合にあっては、最初の発注者をいう。次項において同じ。）の承諾した場合を除き、この契約による事務については、自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(再委託に伴う措置)

第14 請負者は、発注者の承諾を得て再委託をしようとするときは、この契約と同等の内容の個人情報保護のための措置の内容を契約書等に明記するなどその安全確保の措置を明らかにしなければならない。

第15 再委託を受けた者は、この契約による事務の請負者とみなして、前2項の規定の適用を受ける。

(資料等の返還等)

第16 請負者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は請負者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(報告及び立入調査)

第17 請負者は、発注者に対し、この契約による事務を処理するための個人情報を取り扱うまでに、個人情報等の安全管理措置に関する報告書を提出しなければならない。

2 発注者は、契約による請負者の事務の執行に当たり、個人情報の取扱いその他の契約内容の遵守状況について、随時報告を求め、又は調査することができる。

(事故発生時における報告義務等)

第18 請負者は、個人情報の漏えい事案その他この契約に違反する事態が生じ、若しくは生じるおそれのあることを知ったとき、又はこれに伴う損害（第三者への損害を含む。）が発生したときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示を受け、自己の責任において処理しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19 発注者は、請負者がこの契約に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償を請求することができる。

暴力団等排除に関する特約

(趣旨)

- 1 発注者及び請負者は、明石市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、暴力団を利することにならないよう必要な措置を実施することとして、以下の各項のとおり合意する。

(契約からの暴力団の排除)

- 2 請負者は、明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第 2 条第 4 号に規定する暴力団等（以下「暴力団等」という。）と本修繕業務の一部について締結する請負契約（以下「下請契約」という。）及び資材又は原材料の購入契約その他の本契約の履行に伴い締結する契約を締結してはならない。
- 3 請負者は、当該者を発注者とする下請契約を締結する場合においては、この特約に準じた規定を当該下請契約に定めなければならない。
- 4 請負者は、下請契約（請負者が本修繕業務請負契約の履行に伴い締結する下請契約を一次下請契約として、以下、下請契約が数次にわたるときは、そのすべての下請契約を含む。以下同じ。）の請負者が暴力団等であることが判明したときは、発注者に報告するとともに、当該下請契約の発注者に対しその者を当該下請契約から排除するよう要請しなければならない。
- 5 請負者は、本契約の履行に伴い、暴力団等から修繕業務の妨害その他不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときには、発注者に報告するとともに兵庫県明石警察署長（以下「明石警察署長」という。）に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。下請契約の請負者が暴力団等から不当介入を受けた場合も同様とする。

(役員等に関する情報提供)

- 6 発注者は、請負者及び下請契約の請負者が暴力団等に該当しないことを確認するため、請負者に対して、次に掲げる者（請負者及び下請契約の請負者が個人である場合はその者を含む。以下「役員等」という。）についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。
 - (1) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、請負者又は下請契約の請負者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - (2) 請負者又は下請契約の請負者がその業務に関し監督する責任を有する者（前号の役員を除く。）として使用し、又は代理人として選任している者（支店又は常時請負契約を締結する事務所の代表者を含む。）
- 7 発注者は、請負者から提供された情報を明石警察署長に提供することができる。

(明石警察署長から得た情報の利用)

- 8 発注者は、請負者及び下請契約の請負者が暴力団等に該当するか否かについて、明石警察署長に照会し、回答を求めることができる。
- 9 発注者は、明石警察署長から得た情報を他の契約において第 1 項の趣旨に従い暴力団等を排除するために利用し、又は明石市個人情報保護条例（平成 13 年条例第 1 号）第 2 条第 2 号に規定する実施機関に提供することができる。

(発注者による解除)

- 10 発注者は、請負者（請負者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次に該当するときは、特別の事情がある場合を除き契約を解除するものとする。この場合においては、修繕業務請負契約書の規定を準用する。
 - (1) 暴力団等であると判明したとき。
 - (2) 第三者に業務を行わせる場合、その第三者が暴力団等であると知りながらその契約を締結したと認められるとき。
 - (3) 第三者に業務を行わせる場合において、その第三者が暴力団等であるため、その第三者と契約しないよう、又は第三者と締結している契約を解除するよう求めたにも関わらず、その求めに従わなかったとき。

(解除に伴う措置)

- 11 前項の規定による解除に伴い、請負者に損害が生じたとしても、請負者は発注者に対してその損害を請求することはできない。

(修繕業務)

(誓約書の提出等)

- 12 請負者は、本契約の契約金額が 200 万円を超える場合には、発注者に対し、この契約の締結までに、次の事項に関しての誓約書を提出しなければならない。
- (1) 請負者が暴力団等でないこと。
 - (2) 下請契約を締結するに当たり、暴力団等を下請契約の請負者とししないこと。
 - (3) 下請契約の請負者が暴力団等と下請契約を締結しないよう指導し、二次以下の下請契約の請負者が暴力団等であることが判明したときには、その旨を発注者に報告するとともに、当該下請契約の発注者に対しその者を当該下請契約から排除するよう要請すること。
 - (4) 請負者が前 3 号のほか、修繕業務請負契約書及びこの特約の各条項に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
 - (5) 下請契約の請負者から、この項に準じて作成した発注者に対する誓約書を各下請契約等の締結後直ちに提出させて保管し、当該誓約書を修繕業務請負契約書の規定による修繕業務が完成した旨の通知をする時までに発注者に提出すること。
 - (6) 下請契約の請負者が誓約書を提出していないことが判明した場合には、直ちにその提出を求め、下請契約の請負者が応じないときは、その旨を発注者に報告すること。
 - (7) 発注者が、第 5 号により下請契約の請負者から提出させて保管することとした誓約書を提出するよう求めたときには、直ちに提出すること。
 - (8) 本修繕業務契約の履行に伴い、暴力団等から不当介入を受けたときには、発注者に報告するとともに明石警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。
 - (9) 下請契約の請負者に対し、当該下請契約の履行に伴い暴力団等から不当介入を受けたときには、請負者に報告するとともに明石警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うよう指導すること。
 - (10) 下請契約の請負者から、暴力団等から不当介入を受けたという報告を受けたとき及び下請契約の請負者が不当介入を受けたことを知ったときには、発注者に報告すること。
- 13 請負者は、下請契約を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約を締結する場合には、その合計金額）が 200 万円を超えるときには、前項の規定に準じて当該下請契約の請負者に誓約書を提出させ、本修繕業務が完成した旨の通知をするときまでに当該誓約書（第 3 項の規定によりこの特約に準じて下請契約に定めた規定により提出させた誓約書を含む。）を発注者に提出しなければならない。
- 14 請負者は、下請契約の請負者が前項に規定する誓約書を提出していないことが判明した場合には、直ちにその提出を求めるものとし、下請契約の請負者が応じないときは、その旨を発注者に報告しなければならない。
- 15 請負者は、第 1 2 項及び第 1 3 項の規定により誓約書を提出する必要がある場合であっても、発注者がその提出を求めた場合は、誓約書を提出しなければならない。
- (請負者からの協力要請)
- 16 請負者は、この特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要がある場合には、発注者及び明石警察署長に協力を求めることができる。

(市 修繕業務 請負者用)

誓 約 書

下記 1 の明石市修繕業務請負契約（以下「本修繕業務契約」という。）の締結に当たり、明石市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 2 号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記 2 記載のとおり誓約いたします。

なお、明石市がこの誓約書の写し及び役員等についての名簿その他の必要な書面等の情報を兵庫県明石警察署長（以下「明石警察署長」という。）に提供するとともに、明石警察署長に下記 2 (1) 及び(2)に関して照会し、回答を求めること並びに明石警察署長から得た情報を他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は明石市個人情報保護条例（平成 13 年条例第 1 号）第 2 条第 2 号に規定する実施機関に提供することについて同意します。

記

1 修繕業務名 明石市立明石商業高等学校体育館屋根修繕

2 誓約事項

- (1) 次のアからウまでのいずれにも該当しません。
 - ア 条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団
 - イ 条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員
 - ウ 上記のほか、明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱別表に規定する者
- (2) 本修繕業務契約の一部について締結する請負契約（以下「下請契約」という。）及び資材又は原材料の購入契約その他の本修繕業務契約の履行に伴い締結する契約を締結するに当たり、前号のアからウまでに該当する者（以下「暴力団等」という。）を契約の相手方としません。
- (3) 下請契約（一次以下のすべての下請契約を含む。以下同じ。）の請負者が暴力団等と下請契約を締結しないよう指導し、二次以下の下請契約の請負者が暴力団等であることが判明したときには、その旨を貴市に報告するとともに、当該下請契約の発注者に対しその者を当該下請契約から排除するよう要請します。
- (4) 前 3 号のほか、本修繕業務請負契約書及び本修繕業務契約に係る「暴力団等排除に関する特約」の各条項に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の貴市が行う一切の措置について異議を述べません。
- (5) 下請契約の請負者から、この誓約書に準じた明石市長に対する誓約書を各下請契約の締結後直ちに提出させて保管し、当該誓約書を本修繕業務請負契約書の規定による修繕業務が完成した旨の通知をする時までに貴市に提出します。
- (6) 下請契約の請負者が誓約書を提出していないことが判明した場合には、直ちにその提出を求め、下請契約の請負者がこれに応じないときは、その旨を貴市に報告します。
- (7) 貴市が、第 5 号により下請契約の請負者から提出させて保管することとした誓約書を提出するよう求めたときには、直ちに提出します。
- (8) 本修繕業務契約の履行に伴い、暴力団等から修繕業務の妨害その他の不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときには、貴市に報告するとともに明石警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行います。
- (9) 下請契約の履行に伴い当該下請契約の請負者が不当介入を受けたときには、本修繕業務契約の請負者に報告するとともに明石警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うよう指導します。
- (10) 下請契約の請負者から不当介入を受けたという報告を受けたとき及び下請契約の請負者が不当介入を受けたことを知ったときには、貴市に報告します。

令和 年 月 日

明 石 市 長 様

(請負者)

住 所

(所在地)

氏 名

〔 法人名 〕
代表者名

印

役員一覧表（暴力団等排除に関する特約第6項関係）

【記載方法】

- ① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別を記載してください。
- ② 個人事業者の場合には代表者を、法人の場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設修繕業務の請負契約を締結する事務所の代表者等を記載してください（暴力団等排除に関する特約第6項各号を参考にしてください。）。
- ③ 生年月日の記載について、元号に○をつけてください。
- ④ 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。
- ⑤ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

役職	氏名	カナ	生年月日	性別
(記載例) 代表取締役社長	明石 太郎	アカシ タロウ	大正 22年 2月 2日 昭和 22年 2月 2日 平成 22年 2月 2日	男 女
〇〇支店長	明石 花子	アカシ ハナコ	大正 33年 3月 3日 昭和 33年 3月 3日 平成 33年 3月 3日	男 女
現場代理人	明石 次郎	アカシ ジロウ	大正 44年 4月 4日 昭和 44年 4月 4日 平成 44年 4月 4日	男 女
			大正 年 月 日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日	男 女
			大正 年 月 日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日	男 女
			大正 年 月 日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日	男 女
			大正 年 月 日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日	男 女
			大正 年 月 日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日	男 女
			大正 年 月 日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日	男 女
			大正 年 月 日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日	男 女
			大正 年 月 日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日	男 女
			大正 年 月 日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日	男 女
			大正 年 月 日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日	男 女
			大正 年 月 日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日	男 女
			大正 年 月 日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日	男 女
			大正 年 月 日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日	男 女
			大正 年 月 日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日	男 女
			大正 年 月 日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日	男 女

(参考 2 (1) 関係)

- ア 条例第2条第1号に規定する暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体
- イ 条例第2条第2号に規定する暴力団員 暴力団の構成員
- ウ 上記のほか、明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱別表に規定する者 下記参照

暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号に規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者
暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者
次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。 (1) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為 (2) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他財産上の利益の供与をする行為 (3) 前2号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為